LOGOSWARE FLIPPER 体験版 ソフトウェア利用規約

本利用規約は、ロゴスウェア株式会社(以下、当社という)が 提供するコンテンツ作成ソフト「FLIPPER (シリーズ)」(以 下、本ソフトウェアという)をお客様が使用する際の条件を記 したものです。お客様が「本ソフトウェア」を使用する場合 は、本利用規約のすべての条件に同意したものとみなします。

第1条(定義)

- 1. 「本ソフトウェア」とは、当社が、お客様に提供するコン テンツ作成ソフトウェア「LOGOSWARE FLIPPER 体験版」 で、そのソフトウェア及び関連資料を意味します。
- 「本コンテンツ」とは「本ソフトウェア」によって作成された「LOGOSWARE FLIPPER」形式のコンテンツを意味します。

第2条(目的)

本規約の目的は、当社がお客様に対し「本ソフトウェア」の使用許諾を行う事によって、お客様が「本ソフトウェア」の購入前の機能評価を行えるようにすることです。この目的以外での使用は禁じられます。

第3条(使用許諾)

- 1. 当社は、お客様に対し、本規約に定める条件の下でお客様が「本ソフトウェア」を使用することのできる、非独占的使用権をライセンスキーを以って許諾します。
- 2. 「本ソフトウェア」の使用には、当社から発行されたライ センスキーの入力が必要になります。このライセンスキー は、一ライセンスにつき一つ発行されます。
- 3. 「本ソフトウェア」をインストールできる機器は、クライアント端末、もしくは VDI 方式によるデスクトップ仮想化を提供するサーバーに限定されます。
- 4. お客様が「本ソフトウェア」を使用できる端末の数は、お客様が当社から提供されたライセンス数に限られます。
- 5. お客様は、一つのクライアント端末および一つのデスクトップ仮想化環境上の「本ソフトウェア」を複数人で共有することができます。ただし、同時に使用できるのは一人に限られ、複数人が同時に使用することは禁止されます。

第4条(本ソフトウェアの権利関係)

- 1. 「本ソフトウェア」に含まれるプログラムその他の全ての 知的財産権(著作権法27条、28条の権利を含む)は、当社 に帰属します。
- 2. お客様は、本規約に定める条件の下で「本ソフトウェア」 を使用する権利を得ます。

第5条(作成されたコンテンツの権利関係)

「本コンテンツ」の使用は、「本ソフトウェア」の評価をする 目的のみに限定されます。一般的な公開、第三者への配布お よび販売は禁じられます。

第6条(禁止事項)

- 1. お客様が以下のことを行うことは禁止されます。
 - (1) 当社から許可されたライセンス数以上の端末およびデスクトップ仮想化環境に「本ソフトウェア」をインストールすること。
 - (2) 「本ソフトウェア」をバックアップ以外の目的で複製し、第三者に対して配布したり譲渡すること。
 - (3) 「本ソフトウェア」をネットワークサービスへアップ ロード等の方法で複製すること。
 - (4) 「本ソフトウェア」をネットワークを介すなどして複数のユーザが同時に使用すること。
 - (5) 「本ソフトウェア」を修正、改作、翻訳、リバースエンジニア、デコンパイル、ディスアセンブルすること、またその他の方法でソースコードの解明を試みること。
 - (6) 「本ソフトウェア」の派生製品を開発すること。
 - (7) 「本ソフトウェア」の使用権を販売、レンタル、リース、譲渡等すること。

- (8) 第三者もしくは当社の著作権、商標権等の知的財産権 その他の権利(肖像権、パブリシティ権を含むがこれ に限らない)を侵害する行為、または侵害するおそれ のある行為
- (9) 第三者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する又は侵害するおそれのある行為、もしくは名誉を毀損する又は毀損するおそれのある行為
- (10) 第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為(利用契約等に違反して第三者に「本ソフトウェア」を利用させる行為を含むがこれに限らない)、またはそれらのおそれのある行為
- (11) 「本ソフトウェア」の利用若しくは運営を妨げる行為
- (12) 「本ソフトウェア」の信用を毀損する行為
- (13) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第 三者に不利益を与える行為(詐欺罪などの犯罪に結び つく又は結びつくおそれがある行為、わいせつ、児童 ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は 掲載する行為を含むが、これに限らない)
- (14) ログイン ID 及びパスワード等を不正に使用する行為、 コンピュータウィルス等有害なプログラムを「本ソフトウェア」を通じて又は「本ソフトウェア」に関連し て使用し、もしくは提供する行為
- (15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクを張る行為
- 2. お客様は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- 3. 当社「本ソフトウェア」の利用に関して、お客様等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又はお客様等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、「本ソフトウェア」の全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、お客様等の行為又はお客様等が提供又は伝送する(お客様の利用とみなされる場合も含みます)情報(データ、コンテンツを含みます)を監視する義務を負うものではありません。

第7条(免責)

- 1. 当社は、「本ソフトウェア」が特定の目的に適合していることを保証しません。
- 2. 当社の故意または重過失がある場合を除き、「本ソフトウェア」の使用または使用不能から生ずる一切の損害に関して責任を負わないものとします。

第8条(反社会的勢力の排除)

- 1. 当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力 団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能 暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢 力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営 に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを 表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しま す。
- 2. 当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明しま す。当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場 合、何らの催告をすることなく契約を解除することがで き、それによりお客様に損害が生じてもこれを賠償するこ とはありません。
 - (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を

LOGOSWARE FLIPPER 体験版 ソフトウェア利用規約

供与するなどの関与をしていると認められるとき

- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会 的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると き
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法 的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴 力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・ 業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
- 3. 当社が本条第 1 項の表明及び確約に違反した場合、お客様は何らの催告をすることなく契約を解約する事ができ、それにより当社に損害が生じてもこれを賠償する事はありません。

第9条(準拠法等)

本規約は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本 規約に関する全ての紛争については東京地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。

第10条(協議)

本規に定めのない事項および疑義が生じた事項については、双 方協議のうえ決定するものとします。

以上

LOGOSWARE FLIPPER 体験版 ソフトウェア利用規約

改定

-02: 2017年2月8日

・ 第7条第2項 「当社の故意または重過失がある場合を除き」を追記

-03: 2018年5月28日

- ・ 第3条 仮想環境での利用について追記
- ・ 第8条(反社会的勢力の排除)追記

-04: 2020年2月7日

第8条(反社会的勢力の排除) : 3 項追記

-05: 2020年7月20日

第8条(反社会的勢力の排除):2項文言追記

-06: 2021年4月22日

・ 新バージョン「FLIPPER U2」に対応するように文言調整

<u>-07: 2021年5月</u>31日

・ 第6条(禁止事項):仮想デスクトップ環境での使用を可能とするために文言調整

-08: 2023年7月3日

· 第6条 (禁止事項) :1項8号~15号、2項、3項追記